

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第83号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表2の項中「、南部クリーンセンター所長」を削り、「児童福祉センター発達相談所長」の右に「、第二児童福祉センター長、第二児童福祉センター第二児童相談所長」を加え、同表3の項中「センター長（）」の右に「第二児童福祉センター長及び」を加え、「（南部クリーンセンター所長を除く。）」及び「、第二児童福祉センター第二児童相談所長」を削り、同表4の項を削り、同表5の項中「5」を「4」に改め、「主席衛生指導員」

「
の右に「、業務長」を加え、同表6の項中

| |
|---|
| 6 |
|---|

 を

| |
|---|
| 5 |
|---|

 に改め、同表7の項中
」

「7」を「6」に改め、同表8の項中「8」を「7」に、「7の項」を「6の項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)